

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害福祉に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

障害福祉に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奈良県香芝市長

公表日

令和5年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉に関する事務
②事務の概要	<p>1. 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>2. 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>3. 障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定請求受理、認定。障害児福祉手当及び特別障害者手当・(経過的)福祉手当の所得状況届、住所氏名変更、資格喪失に関する事務</p> <p>4. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費の申請の受理、支給。障害支援区分の認定に関する事務</p> <p>5. 身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務</p> <p>6. 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、等級変更、再交付、返還に関する事務</p> <p>7. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費について申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>8. 日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付の申請受理及び認定に関する事務</p> <p>9. 補装具費の支給申請の受理、支給決定に関する事務</p> <p>10. 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1. 障害者福祉システム</p> <p>2. 統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者総合福祉システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9. 番号法第9条第1項 別表第一 第84号 内閣府総務省令第5号第60条</p> <p>3. 番号法第9条第1項 別表第一 第47号 内閣府総務省令第5号第38条</p> <p>5. 番号法第9条第1項 別表第一 第11号 内閣府総務省令第5号第11条</p> <p>6. 番号法第9条第1項 別表第一 第14号 内閣府総務省令第5号第14条</p> <p>10. 番号法第9条第1項 別表第一 第8号 内閣府総務省令第5号第8条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第8号 内閣府総務省令第7号第7条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2 別表第二 第15号 内閣府総務省令第7号第11条の2 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第19号 内閣府総務省令第7号第13条2号 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第110号 内閣府総務省令第7号第55条の3 別表第二 第119号 内閣府総務省令第7号第59条の3 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条</p> <p>3. 番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第67号 内閣府総務省令第7号第38条 別表第二 第68号 内閣府総務省令第7号第38条の2 別表第二 第69号 別表第二 第85号 内閣府総務省令第7号第43条の3の2</p> <p>5. 6 番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号</p> <p>10. 番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第8号 内閣府総務省令第7号第7条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1	香芝市福祉部社会福祉課 電話 0745-79-7151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1	香芝市福祉部社会福祉課 電話 0745-79-7151

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	所属長	社会福祉課長 井原 佳昭	社会福祉課長 石井 成子	事後	人事異動による
平成30年5月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9. 10 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条</p> <p>3. 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第67号 内閣府総務省令第7号第38条</p>	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9. 10 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2 別表第二 第15号 内閣府総務省令第7号第11条の2 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第110号 内閣府総務省令第7号第55条の3 別表第二 第119号 内閣府総務省令第7号第59条の3 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条</p> <p>3. 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第67号 内閣府総務省令第7号第38条</p>	事前	番号法別表第二主務省令の改正による
平成30年5月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>5. 6 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 【照会ができる根拠規定】 なし(情報提供は行わない。)</p>	<p>5. 6 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 【照会ができる根拠規定】 なし(情報提供は行わない。)</p>	事前	番号法別表第二主務省令の改正による
令和1年6月20日	所属長	社会福祉課長 石井 成子	社会福祉課長	事後	記載方法変更による
令和1年6月20日	IVリスク対策		新規記載	事後	様式改正による
令和2年6月22日	I 3.法令上の根拠	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9. 10 番号法第9条第1項 別表第一 第84号 内閣府総務省令第5号第60条</p> <p>3. 番号法第9条第1項 別表第一 第47号 内閣府総務省令第5号第38条</p> <p>5. 番号法第9条第1項 別表第一 第11号 内閣府総務省令第5号第11条</p> <p>6. 番号法第9条第1項 別表第一 第14号 内閣府総務省令第5号第14条</p>	<p>1. 2. 4. 7. 8. 9.番号法第9条第1項 別表第一 第84号 内閣府総務省令第5号第60条</p> <p>3. 番号法第9条第1項 別表第一 第47号 内閣府総務省令第5号第38条</p> <p>5. 番号法第9条第1項 別表第一 第11号 内閣府総務省令第5号第11条</p> <p>6. 番号法第9条第1項 別表第一 第14号 内閣府総務省令第5号第14条</p> <p>10. 番号法第9条第1項 別表第一 第8号 内閣府総務省令第5号第8条</p>	事後	見直しによる正確な内容で記載を行った。
令和2年6月22日	I 4.②法令上の根拠	1. 2. 4. 7. 8. 9. 10 番号法第19条第7号	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第7号	事後	見直しにより記載の修正を行った。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月22日	I 4.②法令上の根拠	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第8号 内閣府総務省令第7号第7. 条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2 別表第二 第19号 内閣府総務省令第7号第13条2号 別表第二 第53号 内閣府総務省令第7号第27条	事後	見直しによる正確な内容で左記について記載の追加を行った。
令和2年6月22日	I 4.②法令上の根拠	3. 番号法第19条第7号 【照会ができる根拠規定】	3. 番号法第19条第7号 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第68号 内閣府総務省令第7号第38条の2 別表第二 第69号 別表第二 第85号 内閣府総務省令第7号第43条の3の2	事後	見直しによる正確な内容で左記について記載の追加を行った。
令和2年6月22日	I 4.②法令上の根拠		10. 番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第8号 内閣府総務省令第7号第7. 条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2 【照会ができる根拠規定】 別表第二 第10号 内閣府総務省令第7号第9条 別表第二 第11号 内閣府総務省令第7号第10条 別表第二 第12号 内閣府総務省令第7号第10条の2	事後	見直しによる正確な内容で左記について記載の追加を行った。
令和3年4月1日	I 5.①部署 I 7.請求先 I 8.連絡先	福祉健康部	福祉部	事後	機構改革に伴う部署名の変更による
令和3年6月17日	I 1.②事務の概要 6.	精神障害者福祉保健手帳	精神障害者保健福祉手帳	事後	手帳名称誤りの修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第7号 3. 番号法第19条第7号 5. 6 番号法第19条第7号 10. 番号法第19条第7号	1. 2. 4. 7. 8. 9 番号法第19条第8号 3. 番号法第19条第8号 5. 6 番号法第19条第8号 10. 番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断時点の更新のみ
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値判断時点の更新のみ
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断時点の更新のみ
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断時点の更新のみ